

ライフサポート^{エス}S

(2025年10月1日現在)

1. 商品名と概要	<p>ライフサポートS</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>新規退職金、他行預金の預け替え（退職金に限ります）の資金を対象に店頭金利とは異なる特別利率でご利用いただける定期預金です。</p> <p>満期後は、一度のみライフサポート定期（3年、5年）に預け入れが可能となっております。</p> </div>
2. ご利用いただける方	<p>個人のお客さま</p> <p>① 金庫所定の預入条件を満たされた方</p>
3. 期間	<p>【定型方式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 カ月 <p>* 満期時は、お預け入れ時のご指定により、自動継続（元金継続または元利金継続）、自動解約（証書口を除きます）、現金払いのお取り扱いができます。</p>
4. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。
(2) お預け入れ金額	1 円以上（大口定期預金は 1 千万円以上）
(3) お預け入れ単位	1 円単位
5. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
6. 利息	
(1) 適用金利	<p>お預け入れ時のスーパー定期または自由金利型定期預金（大口定期預金）に当庫所定の特別金利を満期時まで適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別金利は当初お預け入れ期間のみの適用となります。自動継続後の金利は自動継続した日における店頭表示金利となり、特別金利は適用されません。特別金利は、金利情勢により見直す場合があります。
(2) 利払い方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後に一括して利払いいたします。
(3) 計算方法	付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算を行います。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%・地方税 5%） * 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。 * マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。
8. 手数料	——
9. 付加できる特約条項	以下のお取り扱いができます。

<p>当座貸越</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになること。当座貸越といいます。）を利用することができます。 ・ 総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の90%（千円未満切り捨て）または300万円のうちいずれか少ない金額とします。 ・ 貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。
<p>10. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻したします。 ・ 中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率
<p>11. 預金保険制度</p>	<p>この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。</p>
<p>12. 金利情報の入手方法</p>	<p>店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。か、窓口にお問い合わせください。</p>
<p>13. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）</p>	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：四国労働金庫 お客さま相談センター】 0120-505-690</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https:// www. shikoku-rokin. or. jp</p>
<p>14. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客さま相談センターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 ・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</p>

	<p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談センターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
15. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。 ・ 一部払い戻しはお取り扱いできません。

四国労働金庫